

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

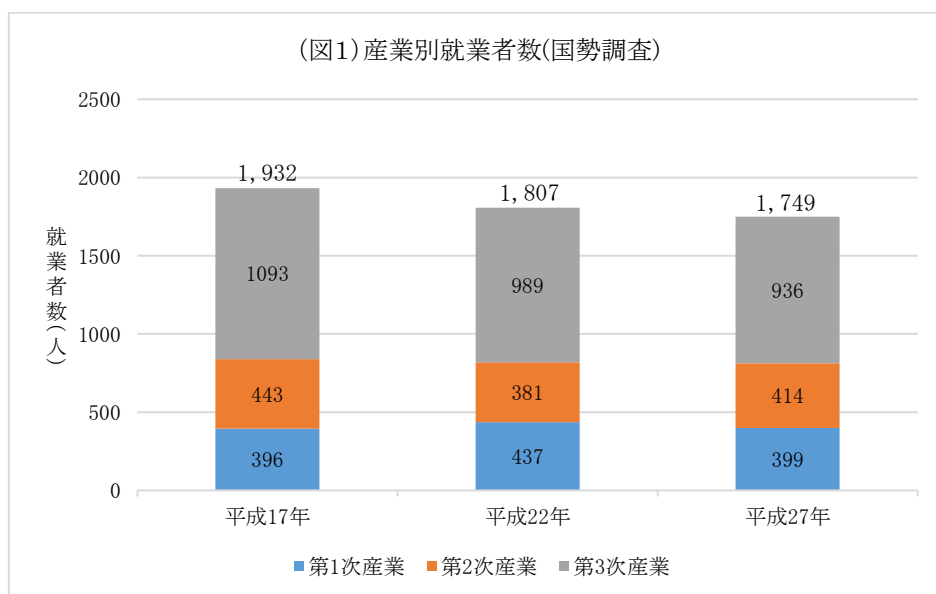
本町は北海道の北部に位置し、64,420ha(東京23区相当の面積)のうち約9割が森林で覆われ、豊かな自然資源を背景に農林業を基幹産業としている農山村地域である。

人口を見ると、昭和35年の1万5,555人をピークに減少し、平成27年には3,547人(平成27年国勢調査)となり最盛期の4分の1まで減少している。

就業者別の産業構造は、飲食・宿泊・小売業・サービス業等の第3次産業が最も高く53.52%となり、次いで建設業・製造業等の第2次産業が23.67%、農業・林業等の第1次産業が22.81%(平成27年国勢調査、図1参照)となっている。

町内企業者の約9割を占める中小企業者(卸小売・飲食業・サービス業・建設業等)の就業者数も平成17年には1,932人であったが、平成27年には1,749人と183人が減少している。また、隣接市への大型店出店による消費流出に加え、高齢化や後継者不足等の課題に直面しており、地域における活力の減退を招いている状況にある。

このような中、豊富な森林資源を背景に、毎年一定量の伐採と植林を長年にわたって継続し、循環型の森林経営による地元製材工場への木材の安定供給と雇用創出のほか、企業誘致等による地域の活性化に取り組んでいるが、引き続き森林資源や農畜産物などの活用による商品開発や付加価値向上と生産性向上が必要となっている。



(表 1) 産業別就業者数(国勢調査)

区分		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
第 1 次 産業	農業	356	353	336
	林業・狩猟業	40	84	63
	小計	396	437	399
第 2 次 産業	鉱業	2	3	1
	建設業	236	194	231
	製造業	205	184	182
	小計	443	381	414
第 3 次 産業	卸・小売業	220	181	152
	金融・保険業	17	18	14
	不動産業	1	3	3
	運輸・通信業	42	58	35
	電気・ガス業	11	9	6
	サービス業	660	576	602
	公務	142	144	124
	小計	1093	989	936
合計		1932	1807	1749

(2) 目標

下川町の中小企業者は、人口の減少に伴う就業者数の減少や高齢化が深刻な状況にあるため、労働生産性を高め、地域資源を生かした特産品開発などに加え既存商品の付加価値向上により経営基盤を強化し、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていく取り組みを支援することが、喫緊の課題である。下川町としては、町による既存の商工業支援と、固定資産税の優遇措置や国のものづくり補助金等の組み合わせにより、設備投資資金の調達に不安を抱える中小企業者に対し先端設備等の導入を促すことで、地域経済の発展を目指していく。

このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

下川町の産業構造は、農林業、建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業と多様な業種があり、下川町の地域経済・雇用を支えているため、これらの産業で生産性の向上を図る必要がある。そのため、本計画において対象とする設備については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める全ての先端設備等とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

下川町の産業は、中心市街地、北町地区、班溪地区、一の橋地区と広域に立地しているため、町全域において生産性を向上させる必要があることから、下川町全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

下川町の産業構造は、農林業、建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業と多様な業種があり、下川町の地域経済・雇用を支えているため、これらの産業で生産性の向上を図る必要がある。そのため、本計画において対象とする業種は全職種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発や付加価値の向上、IT導入による業務の効率化、省エネの推進、さらには海外市場等を見据えた連携など多種多様な取り組みが考えられる。そのため、本計画における対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

従業員の人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 地域経済への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。